

附 金属製品ほか出土品の整理報告

はじめに

以下に報告を行うのは、本誌第 68 号の「妻鳥陵墓参考地墳丘外形調査および出土品調査報告」⁽⁵⁾中で触れている、同報告を作成中に新たに確認された、未整理の状態の木箱に収められていた古墳時代の金属製品、土器などの出土品である。前稿の時点で、既に妻鳥陵墓参考地出土品の可能性が指摘されていたものであるが、時間的に検討が間に合わなかったものである。出土品は細片で占められており、どの程度の情報量であるかは当初把握が難しい部分もあったが、X 線透過撮影を実施するなどして整理を進めるにつれて細片ではあるものの、貴重な情報が含まれていることが判明してきたことから、報告を行うものである。

なお、本報告を「妻鳥陵墓参考地駒形制札改築工事に伴う立会調査」の附編として掲載しているのは、前稿で示した見通しと木箱内出土品等の整理結果を受けたものである。よって、以下の報告は、出土品の帰属が妻鳥陵墓参考地と考えることについて問題ないとの判断に基づいて行う。詳細については以下に述べていきたい。(清喜裕二)

1 木箱の中の状況

(1) 木箱の内容物

木箱に収められていた主要な内容物は、以下のとおりである。緩衝材として入れられていたと考えられる紙資料(①～③)と出土品(④)から構成される。

① 京都日出新聞〔昭和 2 年(1927) 8 月 26 日付〕(図版 30-8)

京都日出新聞は、明治 18 年(1885) 1 月創刊で、昭和 17 年(1942) 4 月に京都日日新聞と合併して、京都新聞となるまで存続した。

② 愛媛縣農工銀行広報紙〔大正 13 ～ 14 年か〕(図版 30-3、36-7)

愛媛縣農工銀行は、明治 31 年(1898) 設立、昭和 12 年(1937) に日本勸業銀行と合併するまで存続した特殊銀行である。

その内容から利用を勧めるための広報紙と考えられる。具体的な年月日などは入っていないが、最終的に開設される 4 つの支店(宇和島、今治、西條、大洲)のうち、宇和島支店と今治支店のみが記載されている。宇和島支店の開設が大正 12 年 12 月 18 日、今治支店の開設が大正 13 年 9 月 2 日で、宇摩郡を含む愛媛県西部の営業を管轄とする西條支店の開設が大正 14 年 12 月 3 日であることから⁽⁶⁾、この広報紙の印刷時期は今治支店開設後から西條支店開設前に限定できそうである。そうであれば、印刷時期は大正 13 年後半期から大正 14 年後半期までの間と考えられようか。

③ 宇摩向上協會文書〔大正 13 年(1924)〕(図版 36-6)

宇摩向上協會の事業や演芸会の趣旨が述べられている文書で、複数枚確認できる。月日は空欄だが大正 13 年の部分は印刷されているため、同年中に使用することを目的として印刷されたものであることがわかる。

④ 出土品(第 59～61 図、図版 31～36-5)

金属製品と土器を中心とする破片などが確認されている。詳細は後述する。(清喜)

(2) 内容物の取り上げ

内容物について入れ替えなどが行われていたり、何等かの意図をもって入れられている可能性も考えられたため、その取り上げにあたっては上部より段階的に行うこととした(図版 30-1～7)。

もっとも上は、京都日出新聞紙で上面がすべて覆われている状態であった。新聞を外すと、その下に愛媛縣農工銀行の広報紙と宇摩向上協會の文書ほか無地の和紙や布などが緩衝材として入れられていた。作業段階で、紙資料だけで占められるこままでを、取り上げのブロック 1 とした(図版 30-1～3)。

この時点で一部の緩衝材としての紙資料を除き、出土品のほぼ全体が見える状態になった。その中で、写

真に写る木箱の左下隅の部分に、主に鉄地金銅張製品が宇摩向上協會の文書に載せられた状態で入れられていた。この部分を作業上ブロック 2 とした（図版 30-4・5）。

その下に残り大半の出土品とごく一部の緩衝材の布となりこれを作業上のブロック 3 とした（図版 30-6）。

最終的に、大半の出土品破片についてある程度の器種分類を行いつつ取り上げを行い、出土品取り上げ後に、残った土砂をすべて回収して取り上げ作業を終了した（図版 30-7）。

作業の過程では、ブロック 2 と 3 は分けて扱ったが、その後、両者の破片どうして接合関係が確認されるなどしたため、そもそもブロック 2 と 3 は一体であり、ブロック 2 はブロック 3 から金銅張製品など金属製品の一部について選別して、いずれかの段階で分類・集約を試みた結果と推測される。

よって、木箱内の出土品は出土地と同じくする破片で占められていると判断した。

また、紙資料は、その印刷時期からは下（宇摩向上協會文書、愛媛縣農工銀行広報紙）が古く、上（京都市出新聞）が新しいことから、順次木箱内に入れられ、それが維持されてきたと考えられ、とりあえずは木箱の内容物が大きく動かされることはなかったと判断できる。

なお、出土品とともに細かい土砂が多く含まれていることは注目される。これは、出土品がすべて細片であることと関係していると考えられる。出土地での取り上げに当たって、手で容易に取り上げられない細片については、箒のようなもので土ごと掃き集めたと考えられるような状況である。これにより、出土地での取り残しは極めて少ないと考えられ、細片ながら多くの情報を得ることにつながったといえる。

これらから総合的に判断すると、少なくとも内容物については、諸陵寮に到着した当時のまとまりが維持されていると考えることができよう。（清喜）

2 出土品の種類と所見

内容物のうち、出土品の所見を記述していく。金属製品の破片が大半を占めており、少量の土器片を含んでいる（第 1 表）。いずれの出土品も細片である。

（1）農工具（第 59 図 1～5、図版 31-1・2）

農工具としては斧（第 59 図 1）、刀子（第 59 図 2～5）を確認した。斧は袋部と考えられる破片で、内部にはわずかに木質が認められる。

刀子は、刃部幅が 1 cm 前後を測るサイズ（2～4）と 1.5cm を測るサイズ（5）がある。4 は、両関で茎までが残存している。（清喜）

（2）武器・武具（第 59 図 6～第 61 図 115、図版 31-3～34-1）

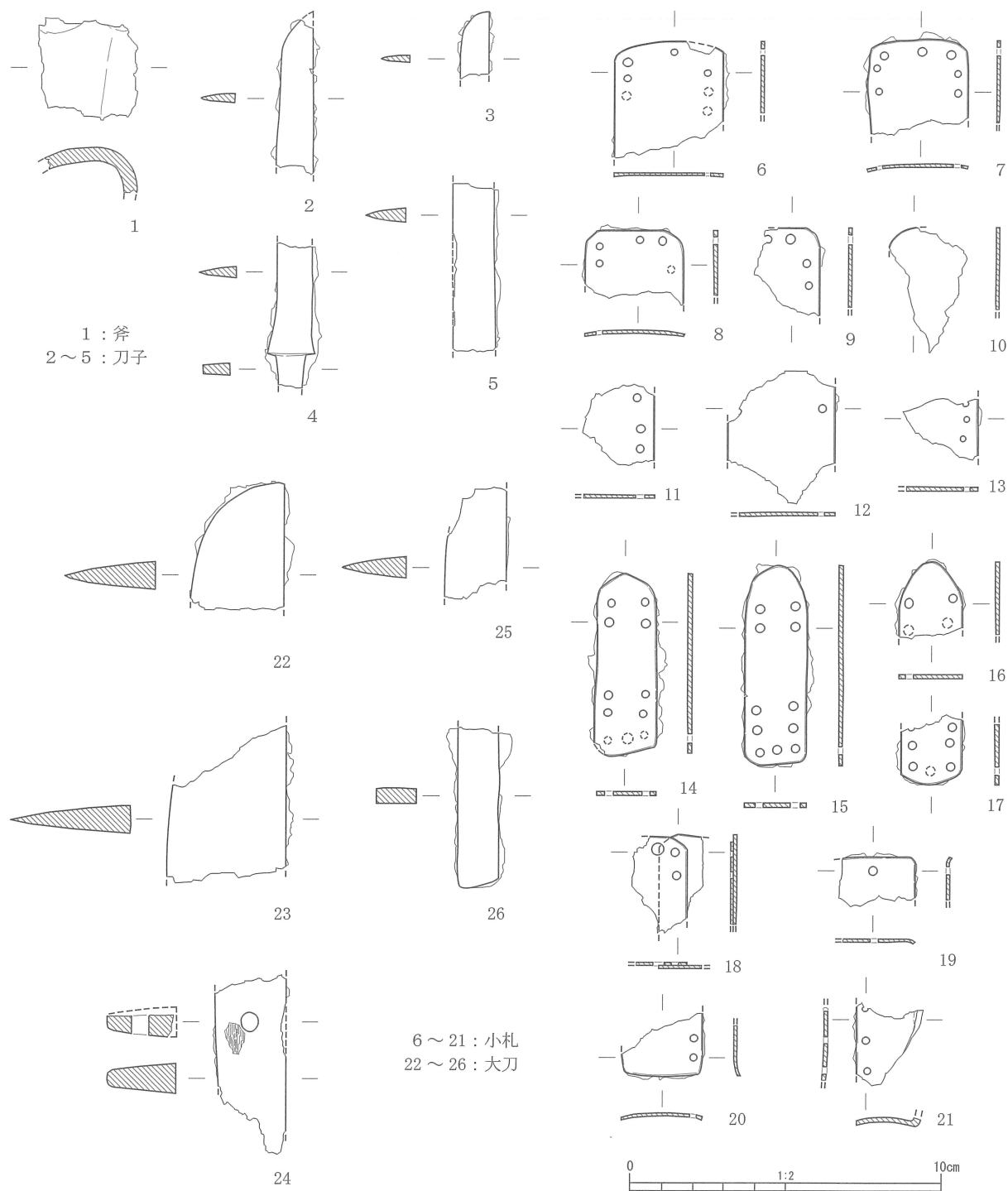
①小札

主に幅の広いもの（便宜的に A 類とする）と狭いもの（便宜的に B 類とする）の 2 種類がある。6～13 が A 類とした破片である。完形の個体は確認できていないため、全体の長さや形態に不明な部分はあるが、幅は 6～8 から 3～3.5cm 程度の範囲に収まると考えられる。厚さは 1 mm 前後を測る。長辺は直線をなし、短辺は浅く湾曲するか直線をなして隅丸となる形状と考えられる。穿孔は、短辺中央に 1 ヶ所、長辺に沿って両側に 3 ヶ所ずつを基本とするようであるが（6・7・9）、8 は 2 ヶ所の可能性があり端部ごとで穿孔数に違いがあるかもしれない。穿孔径は 2～3 mm を測る。

14～17 が B 類である。14・15 が完形品であり、長さ 6 センチ前後、幅 2 cm 前後が基本的なサイズと考えられる。厚さは 1 mm 前後を測るが、A 類よりやや厚めのようなものである。長辺は直線をなし、短辺はそれぞれ形状が異なる。図示した上端側はかなり丸みを帯びた三角形状を呈しており、長辺に沿ってそれぞれ 2 ヶ所に穿孔が施される。また、下端側は直線をなし隅

第 1 表 出土品の品目と数量

	品目	数量
農工具	斧	4
	刀子	28
武器・武具	小札	80
	大刀	175
	鉄鏃	224
	鉄鉾	26
馬具	象嵌製品	10
	鏡板・辻金具・鐙	121
	平胡籙金具	6
装身具	広帯二山式冠	205
	ガラス玉	4
	銀製平玉	1
	土師器	68
土器	須恵器	25
	磁器	2
その他	雲母片	64
	石材・粘土塊	104
	不明金属製品	628



丸となる形状であるが、長辺に対して直交せず斜めになっている。穿孔は、短辺中央付近に1ヶ所、長辺に沿ってそれぞれ3ヶ所施されている。穿孔径は2～3mmを測る。

18 は小札が接続された状態で錆びた破片である。細片であるためどのタイプの小札であるかは判然としない。19・20 は小札と考えられるが、A・B類とはサイズや穿孔のパターンが異なっている可能性がある。他にも異なるサイズ、穿孔のパターンをもつ小札の存在が推定される。また、21 は縁辺に穿孔が施されるが、縁辺から2cmほどで屈曲する形態を示しており、小札ではないかもしれないが、武具の一部と考えられるため、ここに提示したものである。

なお、現状で綴じるための有機質の痕跡などは確認できていない。

本来の小札の数や種類がどの程度であったかは知ることができないため、これらがどのような武具を構成していたかについては推測の域を出ない。妻鳥陵墓参考地出土品では衝角付冑が知られているため、鏃の可能性などが考えられようか。

②大刀

大刀は、破片数としては出土品の中でも多くを占めると考えられるが、ほとんどが細かく折損、剥離をしているため、全体の大きさなどは明らかではない。よって正確な個体数は現状で示し得ないが、X線透過撮影の結果から確認できた茎の目釘孔の数からは3点程度を推定している。かろうじて断面形態などが確認できるものを図化した（第59図22～26）。23は刃部幅が3.8cmを測り、比較的大ぶりなものになると考えられる。22は刃部幅が3センチほどで、25はさらに細身で刃部幅は2cmである。24の目釘孔が確認できる茎は23などの比較的大ぶりな刀に、26の茎は25などの細身の刀に伴うものと考えられる。

本誌第68号で同参考地出土の三葉環頭2点が示されており「母子大刀」であることが指摘されているが、大ぶりの大刀と細身の大刀はそれらに対応するものである可能性がある。また、X線透過撮影からは茎に銀線巻と考えられる痕跡が確認できる破片もあり（図版36-2）、後述する象嵌製品と合わせて裝飾付大刀の存在を示すものであろう。（清喜）

③鉄鏃

鉄鏃は細かな破片が多数みられる。錆化がひどく残存状態もよくないが、X線透過撮影写真を検討しながら、鏃身部と頸部関の部位を中心にできるかぎり図化した。鏃身部が39点、頸部関が31点みられることから、鉄鏃は少なくとも39個体以上はあったと考えられる。鏃身部の形態から、有茎圭頭形鏃（1点）、短頸腸挟長三角形鏃（1点）、短頸二重腸挟長三角形鏃（1点）、長頸角関三角形鏃（1点）、長頸段違い関長三角形鏃（1点）、長頸腸挟長三角形鏃（4点）、長頸角関長三角形鏃（可能性があるものを含む）（28点）に分類できる。

有茎圭頭形鏃（第60図27） 鏃身部の先端にふくらのない直線的な三角形の刃部をもち、鏃身下半部が直線的で長い。下に行くほど幅狭となり、上から5.1cmのところにはわずかに傾斜変換がみられる。鏃身関は角関であり、鏃身関の下には茎部がわずかに残存している。刃部長0.6cm、鏃身下半部長6.0cm、茎部残存長0.6cmである。この形式の鉄鏃は九州地方、とくに北部九州に濃密な分布を示しており、地域性を反映する個体として注目できる。

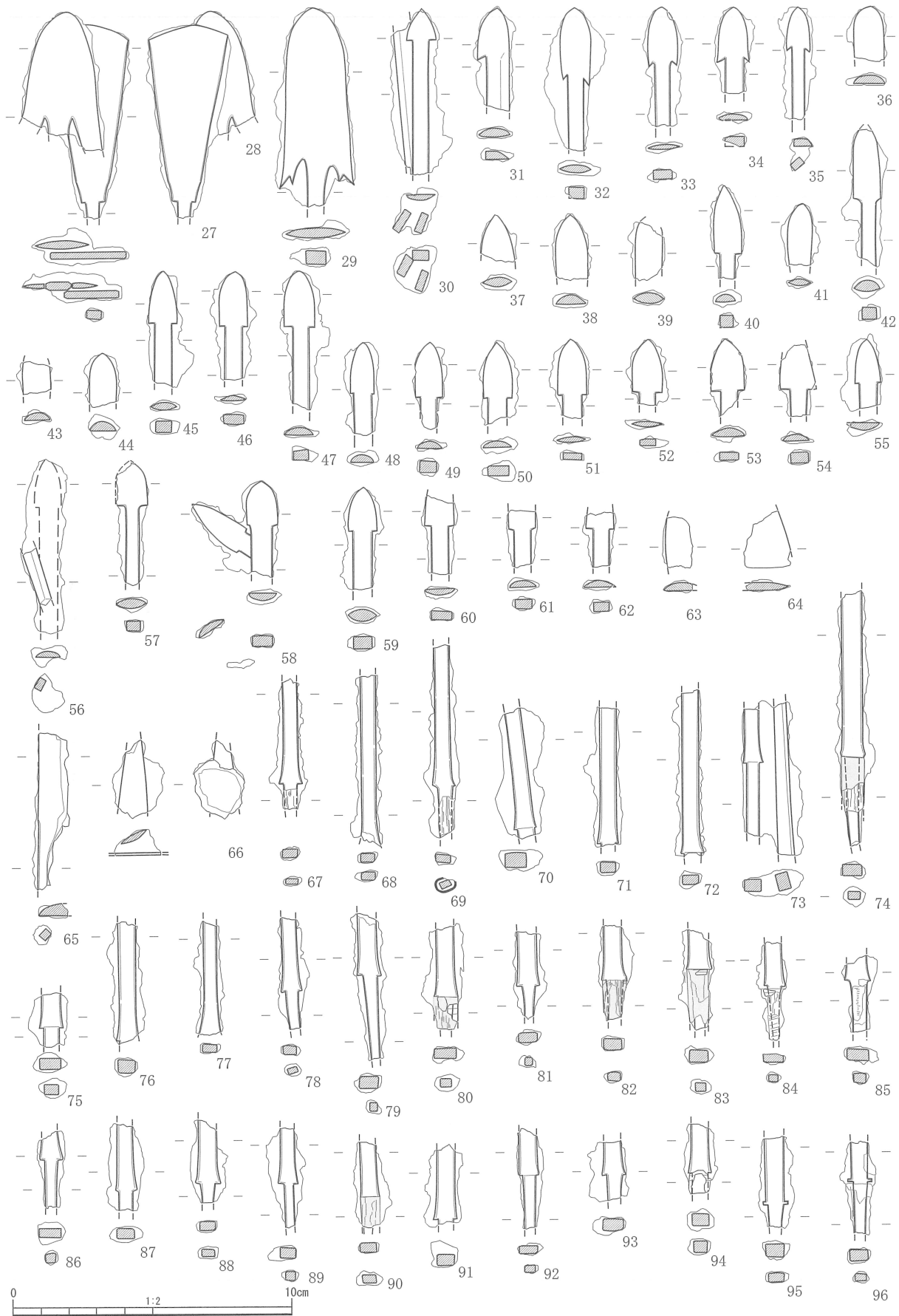
短頸腸挟長三角形鏃（第60図28） 鏃身部は先端がやや尖った長三角形であり、側縁がS字のカーブをなす。側縁下端は欠損しているが、腸挟は深い。鏃身部断面形態は表裏の両面から刃が研ぎ出される両丸造である。腸挟の下には頸部がわずかに残存しており、短頸鏃であることがわかる。鏃身部残存長5.0cm、頸部残存長0.6cmである。有茎圭頭形鏃の裏面に錆着しており、副葬時に近くに置かれていたことがわかる。

短頸二重腸挟長三角形鏃（第60図29） 鏃身部が長三角形であり、鏃身関に二重腸挟がみられる個体である。鏃身部は幅広く、側縁は直線的で裾広がりである。鏃身部断面形態は表裏の両面から刃が研ぎ出される両丸造である。頸部は欠損しているが、おそらく短頸鏃であろう。鏃身部長6.5cmである。先述した短頸腸挟長三角形鏃と形態が類似しているが、腸挟の形態と鏃身部長に違いがある。

長頸角関三角形鏃（第60図30） 鏃身部が三角形であり、鏃身関が角関の個体である。鏃身部側縁はやや内彎し、断面形態は片面から刃が研ぎ出される片丸造である。頸部は長く、頸部関のやや上のところで欠損している。残存鏃身部長約1.0cm、残存頸部長4.8cmである。

長頸段違い関長三角形鏃（第60図31） 鏃身部が長三角形であり、鏃身関はやや観察しにくいだが、段違い関であろう。左側の関には腸挟がみられる。鏃身部側縁はやや内彎し、断面形態は片面から刃が研ぎ出される片丸造である。鏃身部のみで頸部が残存していないが、類例からみて長頸鏃であろう。残存鏃身部長約3.7cmである。

長頸腸挟長三角形鏃（第60図32～35） 鏃身部が長三角形であり、鏃身関に腸挟がみられる個体である。



第60図 妻鳥陵墓参考地 附 出土品実測図(2)鉄鏃(1/2)

鎌身部側縁はやや内彎し、断面形態は片面から刃が研ぎ出される片丸造と表裏両面から刃が研ぎだされる両丸造がみられる。長い頸部をもち、頸部関は不明である。鎌身部長 1.6 ～ 2.8cm である。

長頸角関長三角形鎌（第 60 図 36 ～ 62） 鎌身部が長三角形であり、鎌身関が角関の個体である。出土数が最も多い。鎌身部側縁はやや内彎し、鎌身部長が 1.7cm 以上と推測されるもの（36 ～ 54、58 左）、鎌身部長が 1.6cm 以下と推測されるもの（55 ～ 57、58 右、59 ～ 62）に分類できる。鎌身幅は 0.9 ～ 1.2cm のものがみられる。断面形態は片面から刃が研ぎ出される片丸造と表裏両面から刃が研ぎだされる両丸造がみられる。鎌身関の下で欠損しているが、残存する頸部からみて全て長頸鎌であろう。

不明鎌（第 60 図 63 ～ 66） 刃部がみられることから、おそらく鎌身部である。欠損のため、形態の詳細は不明である。63、64 は幅広であることから、上記の短頸二重腸挟長三角形鎌のような形態であった可能性が考えられる。65 は上半部左側に刃部がみられる。長頸片刃鎌あるいは農工具の可能性が考えられる。66 は両丸造の刃部がみられ、外形は長三角形に近い。裏面には鉄地金銅張製の金具が付着している。この金具は後述する平胡籬金具である可能性が考えられる。

頸部・茎部（第 60 図 67 ～ 96） 頸部関は台形関 29 点（67 ～ 94）と棘状関 2 点（95 ～ 96）がみられ、それぞれ鎌身部との対応関係は不明である。茎部には矢柄の木質が付着しており、樹皮が巻かれた痕跡も一部で確認できる。台形関は長頸鎌出現以降、MT 85 型式期まで継続的にみられる特徴であり、棘状関は TK 43 型式期以降にみられる特徴であるとされる⁽⁷⁾。この両者がみられることから、追葬などにともない、時期差のある鉄鎌が副葬された可能性がある。

④鉄鋒（第 61 図 97 ～ 106）

鋒、身（穂）部、袋部の破片が確認できる。鋒は少なくとも 3 点みられることから（97 ～ 99）、元々は 3 個体以上はあったことがわかる。最大幅は 97 が 1.4cm、98 が 1.7cm、99 が 1.3cm、100 が 1.0cm、101 が 1.7cm、102 が 1.6cm、103 が 3.1cm である。97 と 98 のように、同じ鋒の部位でも幅が狭いものと広いものがあることから、個体ごとに大きさに違いがあったようである。鋒と身（穂）部の断面は全て菱形で鑄をもつ。袋部の破片（104 ～ 106）の断面は円形で、明確な角がみられない円筒袋である。袋部（105）の内面の一部には木質が残存している。

⑤象嵌製品（第 61 図 107 ～ 115）

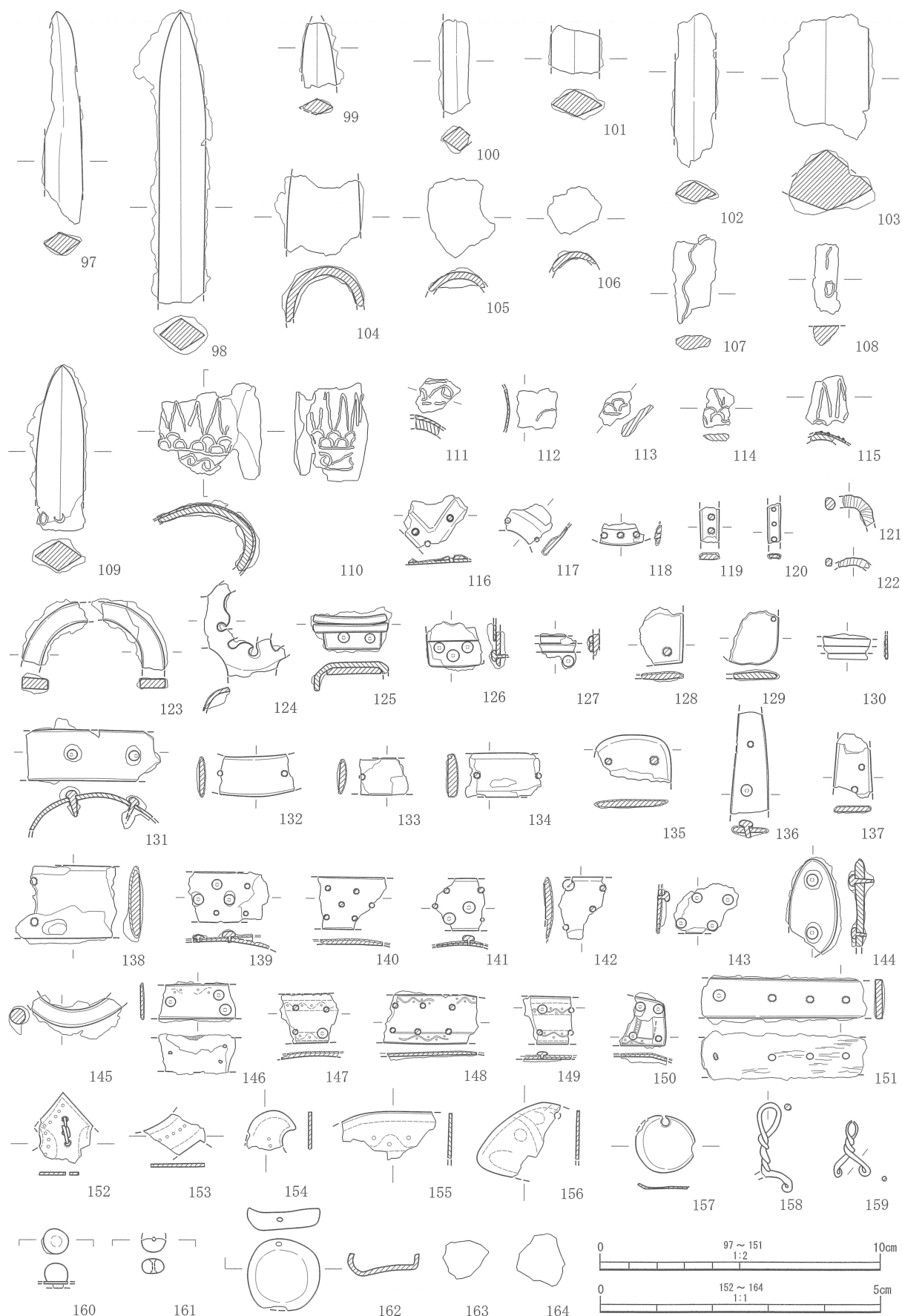
目視では確認が難しいが、X 線透過撮影写真で象嵌が入った製品を複数確認した。いずれにも三角形の単位が確認できることから、蹴り彫り象嵌である。自然科学分析は実施していないが、肉眼観察によると銀象嵌である。109 はおそらく鉄鋒の鋒から身（穂）部の破片であろう。断面は菱形であり、最大幅 1.7cm である。鋒から 5 cm ほど下に径約 0.5cm の楕円形に描かれた象嵌がみられる。鉄鋒の身（穂）部に象嵌がほどこされる事例は珍しく、類例としては時期は異なるが、大阪府百舌鳥大塚山古墳出土鉄鋒（金象嵌）が挙げられる。

110 ～ 115 は鉄地銀張製の刀装具であると考えられる。文様の共通性からみておそらく同一個体であろう。内面には木質が付着している。以下、瀧瀬芳之氏の研究を参考にしながら述べる⁽⁸⁾。上から鋸歯文、2 段交互に積み重なった半円文（鱗状文）、横線、連続する波頭文、横線の順に象嵌文様がみられる。文様の構成パターンは、瀧瀬氏の分類でいう羽状文 b 類（U 1 b）に相当し、第 2 段階（MT 15 ～ TK 10 型式期）に位置づけられる。断面は楕円形であり、方頭・円頭大刀の鞘尻あるいは柄頭であると考えられる。目釘は確認できない。類例として、群馬県井出二子山古墳例と福岡県竹並 D-18-3 号横穴墓例が挙げられる。

107、108 はどのような製品であったか不明である。107 には象嵌で波状文がみられ、108 には楕円文がみられる。どちらも分厚い鉄製品に象嵌がほどこされていることから、大刀の刀身部であった可能性が考えられる。（土屋）

（3）馬具（第 61 図 116 ～ 145、図版 35）

116 ～ 145 は馬具の破片であると考えられる。116 ～ 120 は鏡板あるいは杏葉の縁金の破片であろう。本誌第 68 号の第 17 図 23 ～ 26 で報告した妻鳥陵墓参考地出土の鏡板と同一個体であると考えられる⁽⁹⁾。全て鉄地金銅張製であり、縁金と地板をまとめて金銅板で巻き込んだ一枚被せである。116、117 のように下端の尖



第 61 図 妻鳥陵墓参考地 附 出土品実測図 (3) 鉄鉾・象嵌製品・馬具・盛矢具・装身具・雲母

る縁金がみられることから、十字文心葉形鏡板に復元できる可能性が高い。ただ、116 は棘葉形杏葉の下端になる可能性も考えられる。118 は外縁、119 と 120 は十字文の縁金であろう。

123 は鉄製であり、円形に復元できそうである。断面は方形である。これは環状雲珠あるいは環状辻金具の鉄環の破片である可能性が考えられる。形態からは環状鏡板の可能性もあるが、この場合通例では断面円形となるため、特徴が異なる。

124 ～ 130 は辻金具の鉢部と脚部の破片であろう。本誌第 68 号の第 17 図 27、28 で報告した妻鳥陵墓参考地出土の辻金具と同一個体であると考えられる⁽¹⁰⁾。以下、宮代栄一氏の部位名称を参考にしながら述べる⁽¹¹⁾。鉢部と脚部は鉄地金銅張製、鉢と責金具は錆化がひどく肉眼観察では鉄製にみえるが、鉄地銀張製の可能性もある。これらの金具裏面には、平絹と皮革が付着している。124 の鉢部は扁平な半球状であり、稜はみられない。波頭文の透かしがみられる点が特徴である。125 ～ 129 はおそらく脚部の破片であろう。125、126、128 は鉢部と一体造りの方形であり、125 には径 0.4cm ほどの扁平中型鉢が 2 個、126 には径 0.4cm ほどの扁平中型鉢が 3 個ほどこされる。125 は 2 鉢方形脚、126 は 3 鉢方形脚 a に相当する。また、129 は先端部に切込がはいった方形脚である。本誌第 68 号の第 17 図 27、28 の脚部は 2 鉢方形脚に相当するものであることから、126、129 は別個体あるいは辻金具ではない可能性も考えられる。125、127 には責金具が 2 本ずつみられる。刻目は確認できない。121、122 にも責金具と思われる破片がみられる。おそらく鉄地銀張製であり、刻目がみられる。これらは別の個体に装着されたものでであろう。130 は錆化がひどく肉眼観察では確認できないが、X 線透過撮影写真をみると 3 本の横線がみられる。鉢部の装飾（凹線装飾か）の可能性はあるが、残存状態がよくないため確定できない。

131 ～ 143 は鐙の破片である可能性が考えられる。これらの金具裏面には、木質が多く付着している。本誌 49 号第 7 図で木心鉄地金銅張輪鐙として報告された個体と同一個体であろう⁽¹²⁾。これはその後の公文書調査からも指摘されているとおり、西塚古墳出土遺物から除外すべきものに含まれており⁽¹³⁾、妻鳥陵墓参考地出土品であったことがわかる。131 は彎曲した鉄製の金具である。鉄製鉢が一定の間隔で一列に打ち込まれている。これは踏込部の破片であろう。132 ～ 143 は鉄地金銅張製である。132 はやや彎曲しており、133、134 は直線的である。鉢孔が一定間隔をあけて一列に確認できる。これらは輪部の表面に装着された金具であろう。135 は上端が丸く、幅広の金具である。2 つの鉢孔がみられる。これは柄部上端の破片である可能性が考えられる。136、137 は上にいくほど幅狭となる金具である。鉢孔は一列でみられる。これらは柄部と輪部の外周に張る金具の破片であろう。138 ～ 143 はやや幅広な金具である。鉢配置は 2・1・2 配置を基本としているようである。鉢は鉄地銀張製であろう。上記の破片とは金具の幅と鉢配置が異なっていることから、別の部位であると考えられる。柄部の破片であろうか。

144 は鉄製であり、2 つの鉢がみられる。欠損しているため明確ではないが、鏡板・杏葉と繫を連結する際の鉤吊金具である可能性が考えられる。裏面には木質が付着している。145 は鉄製で断面円形の湾曲する棒である。鉸具、引手、鞍の鞍などの破片である可能性が考えられる。（土屋）

（４）盛矢具（第 61 図 146 ～ 151、図版 35）

146 ～ 150 は鉄地金銅張製であり、上下に彫金で波状列点文がほどこされる。波状文は蹴り彫り、点文は点打ちによるものである。裏面には平絹と考えられる織物がみられ、その裏面には木質が付着している。これらは上記の鐙の破片とも類似しているが、彫金の有無で異なっている。これらは胡縁金具の破片である可能性が考えられる。150 のように右端の金具が内側に傾斜する破片がみられることから、平胡縁に相当するものであろう⁽¹⁴⁾。これらは、本誌 49 号第 2 図で胡縁金具として報告された個体と同一個体である⁽¹⁵⁾。これらは西塚古墳出土品ではなく妻鳥陵墓出土品であると考えられる。

また、151 は鉄製の扁平な金具であるが、これは鉄地金銅張製の金具とともに平胡縁に装着される金具であろう（筆者のいう下部金具）。裏側には木質が付着している。（土屋）

(5) 装身具 (第 61 図 152 ～ 162、図版 34-2)

① 広帯二山式冠

広帯二山式冠の帯部と歩揺の破片が確認できる。全て金銅製であり、表面のみが鍍金されている。また表面には蹴り彫り彫金と点打ちがほどこされる。152 は帯部中央にみられる剣菱形透の破片である。剣菱の中には、線文と点文によって双葉文の形が描かれている。153 は剣菱の下側の破片であろう。154 は、帯部の上縁と下縁にみられる「連続波頭文（勾玉形と三角形の透かしを連続的にほどこし、波のような形を作り出す文様）」の破片である。右向きであることから、帯部左側についていたものであろう。連続波頭文の形態に沿って蹴彫りによる線文がめぐり、線文の内側には点文がほどこされる。155 はやや彎曲している。帯部上端の破片であろう。156 は魚形歩揺である。蹴り彫りによって、眼、口、鰓、背鰭が描かれ、また半円形を一度に打つ鑿によって鱗が描かれている。157 は円形歩揺、158 と 159 は歩揺の連結金具である。158 のほうが大きいことから、それぞれ 158 が魚形歩揺、159 が円形歩揺の連結金具であろう。

このような特徴をもつ広帯二山式冠は筆者の分類でいう透彫 B 類に相当する⁽¹⁶⁾。帯部の剣菱文は百済地域に分布する草花文系列冠帽の文様が省略されたものであり、同様の事例は妻鳥陵墓参考地出土の広帯二山式冠にしか確認できない。これらの破片は妻鳥陵墓参考地出土の広帯二山式冠と同一個体であるといえるだろう。

② ガラス玉

160、161 はともにコバルトブルーのガラス玉であり、径は 0.4cm である。160 の裏には鉄製割りピンと考えられる痕跡がみられることから、元々は金銅製品に装着されていた可能性が高い。広帯二山式冠はその候補であるが、帯部にガラス玉が装着されていた痕跡はみられない。飾履や美豆良金具のような金銅製品があったのかもしれない。161 は中央に孔が穿たれていることから、糸を通して用いる丸玉であったと考えられる。

③ 銀製平玉

断面台形の金具を 2 つ蠟付けしてできた平玉である。径 1.3cm であり、現状では片面だけが残存している。自然科学的分析はしていないが、おそらく銀製であろう。側面には径 1 mm ほどの孔が 1 つみられる。元々蠟付けされていたもう片面にもう 1 つの孔があり、これらの孔に糸などを通していたのであろう。本誌第 68 号第 14 図 8 で報告した妻鳥陵墓参考地出土の銀製平玉と同じ特徴を有していることから⁽¹⁷⁾、一連のものであったと考えられる。

(土屋)

(6) 雲母片 (第 61 図 163、164、図版 34-2)

1 cm 前後の雲母片（白雲母の結晶片）が多数確認できる。類例の中には三角形のものや孔が穿たれたものもあるようだが本例にはそのような特徴はみられず、外形は欠損している。雲母は日本列島の後期古墳、とりわけ横穴式石室を埋葬施設とする古墳から出土している⁽¹⁸⁾。また雲母は、5 ～ 6 世紀頃の新羅の古墳からも多く確認されており、新羅の王や王族を中心として、埋葬儀礼や葬送過程の中で、木棺を安置する前後に関わって使用されていたことが指摘されている。雲母は古代中国において、道教的な仙薬としての不老長生、軽身などの効力や屍体保全の効果があると考えられてきた。このような中国における道教的な雲母の認識が、新羅において変容された後に日本列島に移入された可能性があるという。妻鳥陵墓参考地からは新羅からの移入品と考えられる母子大刀（三葉形環頭大刀）が出土しており、新羅とのかかわりを考えるうえで注目される。

(土屋)

(7) 土器

土器として、須恵器と土師器を確認した。破片の点数としては土師器の方が多い。

① 須恵器 (図版 36-3)

坏身や壺などの口縁部（図版 36-3 上段と中下段右端）や壺の胴部（図版 36-3 下段左）と思しき破片がある。

② 土師器 (図版 36-4)

壺の口縁部と考えられる破片 1 点（図版 36-4 上段左端）のほか、緩やかな曲面を持つ破片が多く、椀や

壺の一部と考えられる。

また、磁器片と考えられる細片が数点含まれているが（図版 36-3 下段中央）、器種や時期、どのような経緯で他の出土品と伴っているのか、現段階では不明である。（清喜）

（８）その他

石材・粘土塊（図版 36-5）

石材は石室石材の破片かと考えられる。結晶片岩の破片であろうか（図版 36-5 中央と左）。粘土塊は最も大きいものを提示した（図版 36-5 右）。現状でこぶし大の大きさであるが、少なからず剥離しているため本来はもっと大きなものであったことがわかる。意図的に塊にされているように見えるが、どのような性格であるのか、他の出土品に伴うものかなど、不明な点が多い。（清喜）

（９）小結

広帯二山式冠の帯部破片や魚形歩揺からも明らかなように、これらの遺物は、当庁で妻鳥陵墓参考地出土品と認識してきた遺物との共通性が高い。また、木箱の中の遺物の年代的位置づけをみても、全て陶器編年 TK10～TK43 型式期頃に位置づけられるものであり、妻鳥陵墓参考地出土品と大きな違いはない。他の陵墓あるいは古墳からの出土品が混じっている可能性は考慮しなくてもよいであろう。木箱の中の状況や、宇摩向上協會文書、愛媛縣農工銀行広報紙といった紙資料の情報からみても、これらは妻鳥陵墓参考地出土品である可能性が極めて高い。

これらの出土品は、当庁で所蔵されている妻鳥陵墓参考地出土品と同じく、明治 27 年（1894）3 月 20 日から 21 日にかけて出土したものであろう⁽¹⁹⁾。大正 13 年から 14 年（1924～1925）にかけての愛媛縣農工銀行広報紙、大正 13 年の宇摩向上協會の文書、昭和 2 年（1927）8 月 26 日の京都日出新聞からみて、明治 27 年に出土した遺物が地元で大正 13 年頃まで保管され、昭和 2 年に京都の宮内省内匠寮出張所（現在の宮内庁京都事務所）を経由して、東京の宮内省に送られたものであったと考えられる。関東大震災の際に妻鳥陵墓参考地関係の公文書が焼失してしまったためか、地元の妻鳥村役場で所蔵されていた明治 7 年～27 年までの公文書を謄写したものが大正 14 年（1925）5 月 19 日付で諸陵寮へ送付されているが（『御陵墓記録』（宮内庁陵墓守部所蔵）、この時におそらくは陵墓守部が保管していたこの木箱もあわせて京都の宮内省内匠寮出張所に送付されたのであろう。昭和 2 年頃まで出張所で留め置かれた理由については不明である。（土屋）

まとめ

以上、木箱に収められていた出土品を中心とする内容物の検討結果を報告してきた。

出土品は細片で占められたものばかりであったが、特に広帯二山式冠の破片をはじめとする金銅製品は、それが、妻鳥陵墓参考地に帰属することを示す極めて貴重な情報を有するものであることが判明した。また、緩衝材として出土品を覆っていた紙資料のうち、愛媛縣農工銀行の広報紙と宇摩向上協會文書から、出土地は愛媛県、中でも妻鳥陵墓参考地所在地域である宇摩郡域を示し、印刷時期も大正 13 年～14 年のごく限られた期間であることがわかった。妻鳥村役場からの書類送付時期とも符合し、出土品と紙資料の関係は極めて整合性の高いものであることを指摘できる。このことから、紙資料のうち愛媛県関係のものは、後から偶然に入れられたものではなく、出土地から諸陵寮までの移動の初期段階から伴っていたと考えるべきものであり、京都日出新聞は、出土品が諸陵寮へ所蔵されるまでの途中経過を示す有力な情報であると考えられる。特に、出土地を示す紙資料が破棄されずに伴っているということは、木箱に収められていた出土品がひとつのまとまりとして移動してきて、所蔵後も混乱は生じていないことを強く示唆していると評価できよう。

ところで、これまで本誌第 49・63 号で触れてきたが、妻鳥陵墓参考地の出土品と福井県西塚古墳の出土品については、その帰属をめぐって保留となっているものがある。また、妻鳥陵墓参考地の出土品に関する公文書の内容と実際に確認できる器種の間で齟齬が認められている。今回報告した出土品は、その齟齬をある程度解消できるものと考えているが、これらの問題については、今回の整理結果を踏まえて改めて本誌において検討の機会をもちたいと考えている。

まずは、今回の整理結果が何かしら学界に寄与するところがあれば幸いである。 (清喜・土屋)

註

- (1) 清喜裕二・横田真吾・土屋隆史「妻鳥陵墓参考地墳丘外形調査および出土品調査報告」『書陵部紀要』第68号〔陵墓篇〕、宮内庁書陵部、2017年。
- (2) 「第11号御陵墓参考地引渡ノ件」『明治参拾年地理雑誌』（愛媛県立図書館所蔵、請求記号：M06-13-7）。
- (3) 三木文雄「妻鳥陵墓参考地東宮山古墳の遺物と遺構について」『書陵部紀要』第23号、宮内庁書陵部、1971年。
- (4) 註（1）に同じ。
- (5) 註（1）に同じ。
- (6) 西澤定義『株式会社愛媛県農工銀行沿革史』、1937年。
- (7) 関義則「古墳時代後期鉄鍬の分類と編年」『日本古代文化研究』第3号、PHALANX—古墳文化研究会—、1986年。
杉山秀宏「古墳時代の鉄鍬について」『橿原考古学研究所論集』第8集、吉川弘文館、1988年。
水野敏典『古墳時代鉄鍬の変遷にみる儀仗的武装の基礎的研究』（平成18年度～平成20年度科学研究費補助金基盤研究C研究成果報告書）、2009年。
- (8) 瀧瀬芳之「旧埼玉県立博物館収蔵品の鉄刀と刀装具について—埼玉県内出土象嵌遺物の研究（その2）—」『研究紀要』第25号、埼玉県埋蔵文化財調査事業団、2011年。
象嵌製品の解釈にあたり、初村武寛氏と齊藤大輔氏にご教示を賜りました。記して謝意を示します。
- (9) 註（1）に同じ。
- (10) 註（1）に同じ。
- (11) 宮代栄一「古墳時代雲珠・辻金具の分類と編年」『日本古代文化研究』第3号、PHALANX—古墳文化研究会—、1986年。
- (12) 清喜裕二「福井県西塚古墳出土品調査報告」『書陵部紀要』第49号、宮内庁書陵部、1998年。
- (13) 清喜裕二「福井県西塚古墳出土遺物の来歴調査について」『書陵部紀要』第63号〔陵墓篇〕、宮内庁書陵部、2012年。
- (14) 土屋隆史『古墳時代の日朝交流と金工品』雄山閣、2018年。
- (15) 註（12）に同じ。
- (16) 註（14）に同じ。
- (17) 註（1）に同じ。
- (18) 門田誠一「第4章 古墳出土の雲母片に関する基礎的考察—東アジアにおける相関的理解と道教的要素—」『古代東アジア地域相の考古学的研究』学生社、2006年。
なお、日本列島における類例として、奈良県珠城山1号墳、3号墳、奈良県星塚2号墳、奈良県ウヰ山2号墳、奈良県阪原阪戸遺跡、大阪府湯山古墳、京都府黒土1号墳、滋賀県和田1号墳、11号墳、滋賀県甲山古墳、岐阜県舟来山古墳群K支群103号墳、群馬県井出二子山古墳、茨城県風返稲荷山古墳例などが挙げられる。
- (19) 註（1）に同じ。



1 取り上げ作業開始前の状況



2 取り上げ作業の経過 (1)



3 取り上げ作業の経過 (1 拡大)



4 取り上げ作業の経過 (2)



5 取り上げ作業の経過 (3)



6 取り上げ作業の経過 (4)



7 取り上げ作業終了の状況



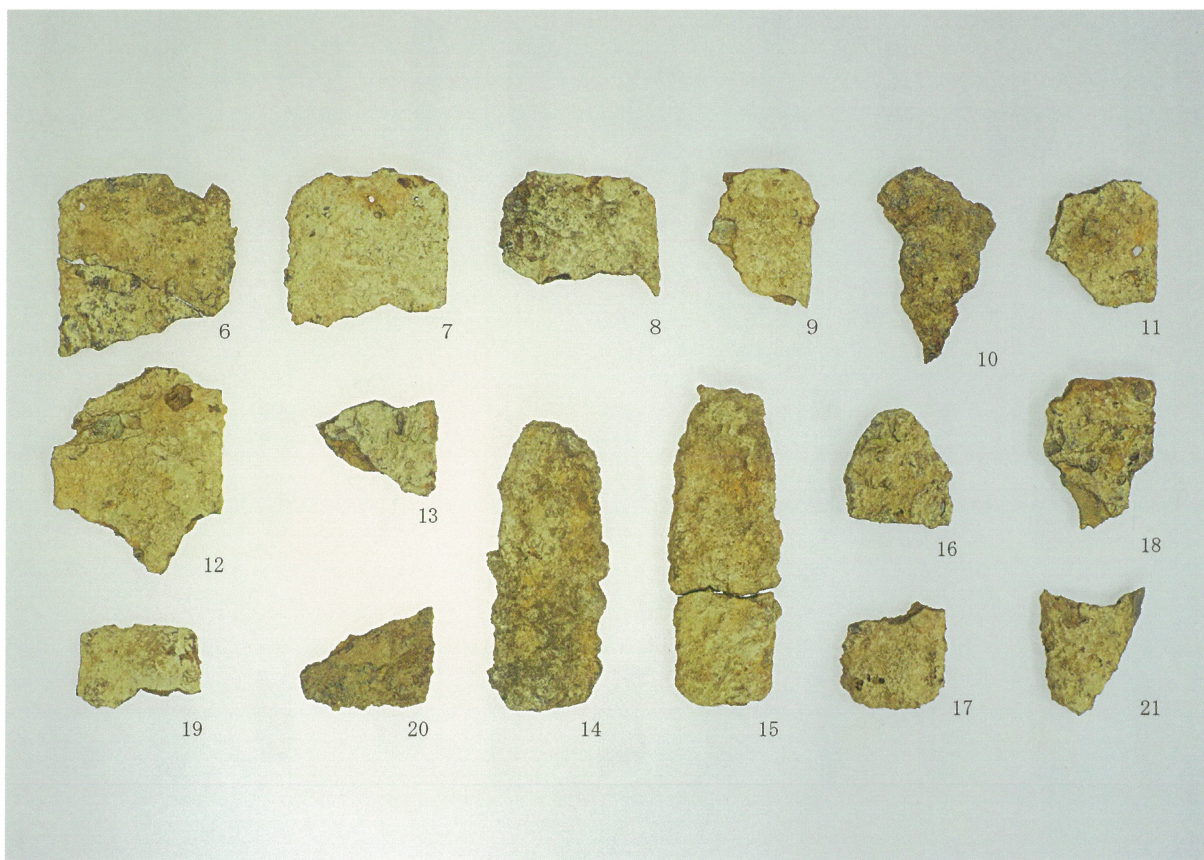
8 最上層の緩衝材 (京都日出新聞)



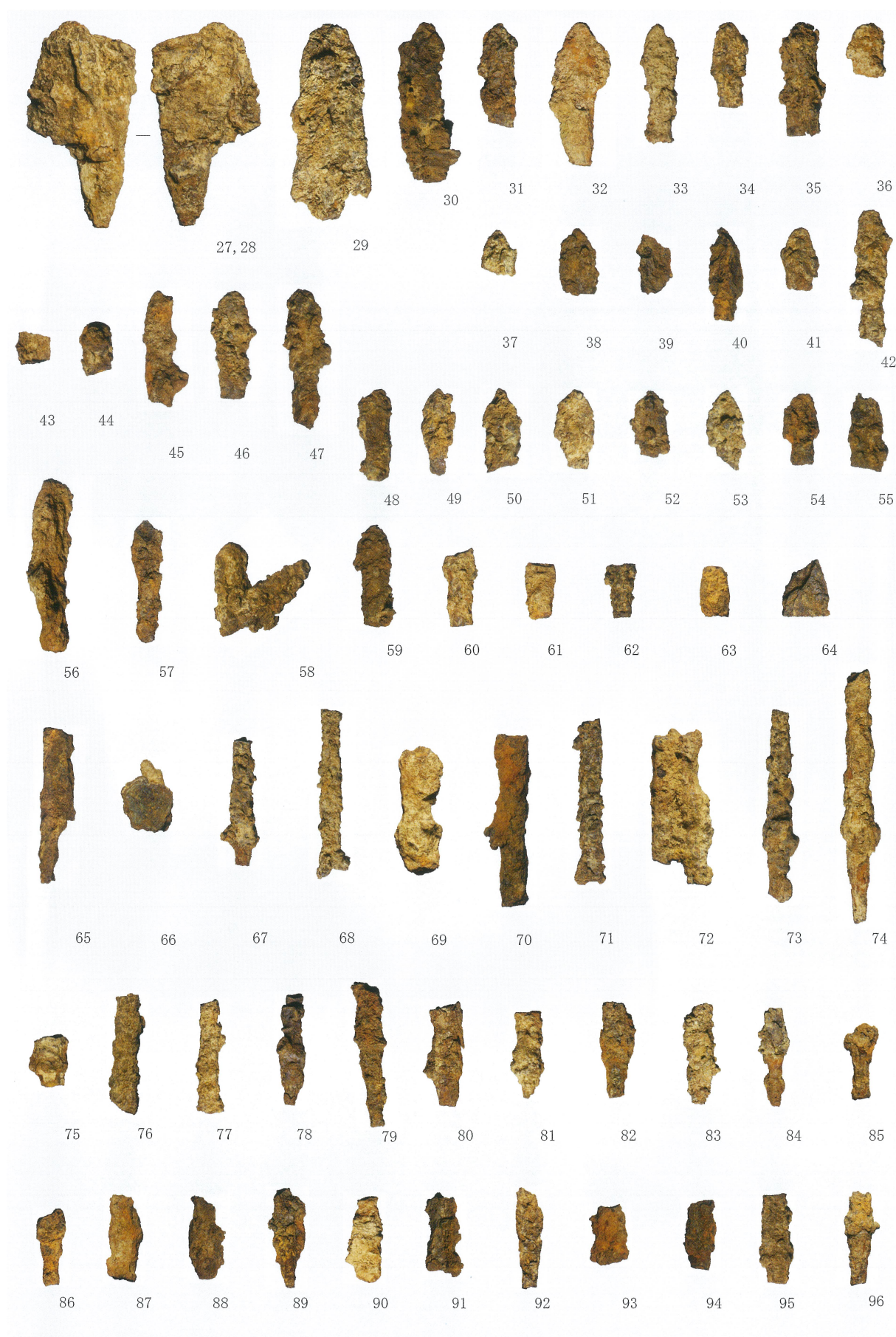
1 農工具 (斧)



2 農工具 (刀子)



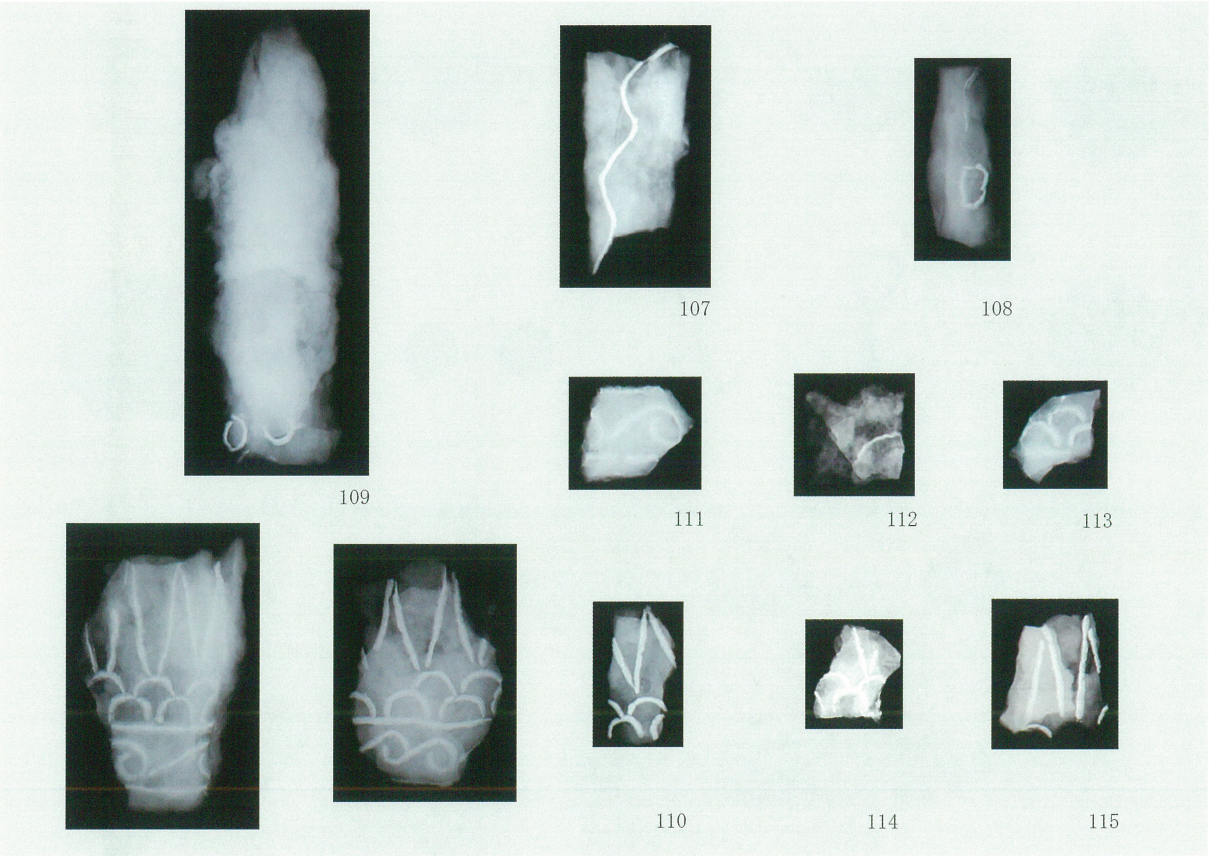
3 武具 (小札)



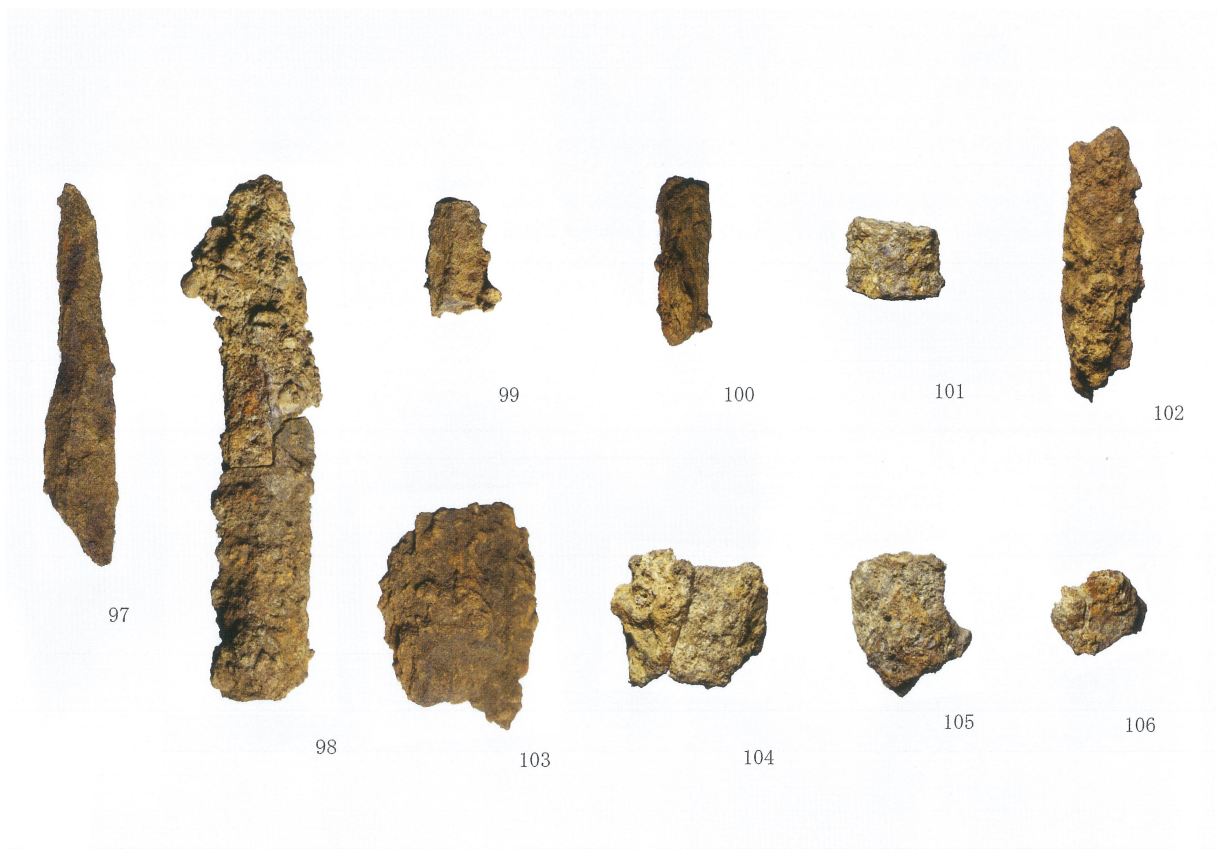
1 鉄鏃 (27 ~ 96)



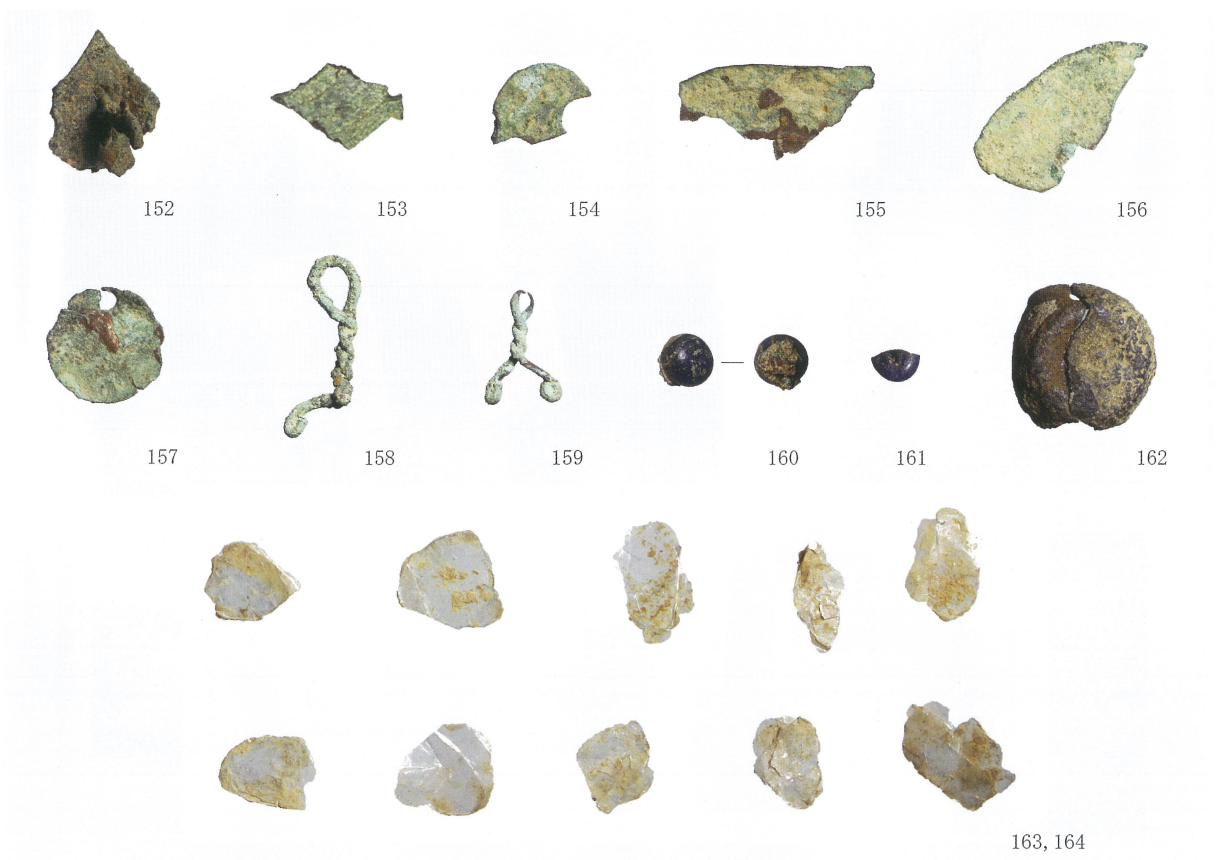
1 象嵌製品 (109 ~ 115)



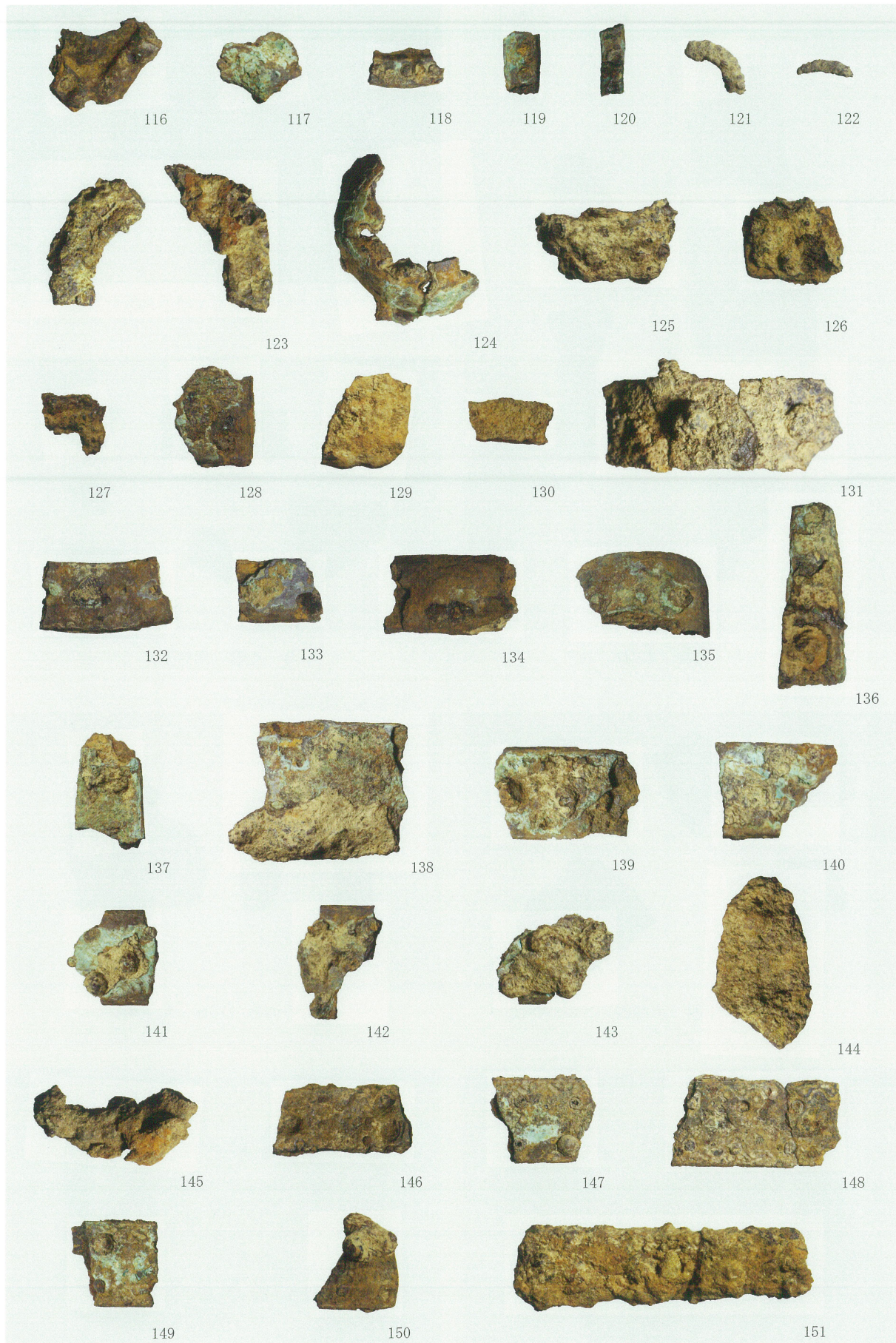
2 象嵌製品 X線透過撮影写真 (109 ~ 115)



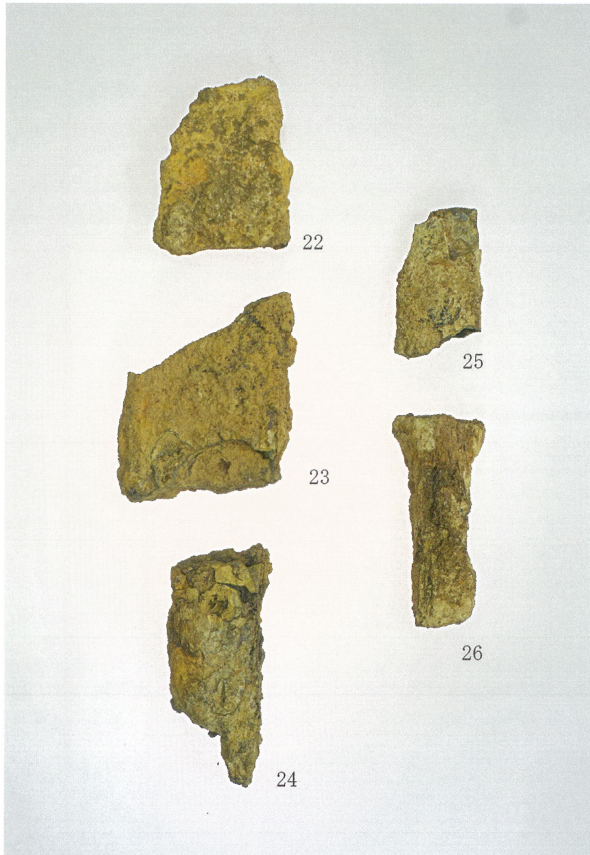
1 鉄銚 (97 ~ 106)



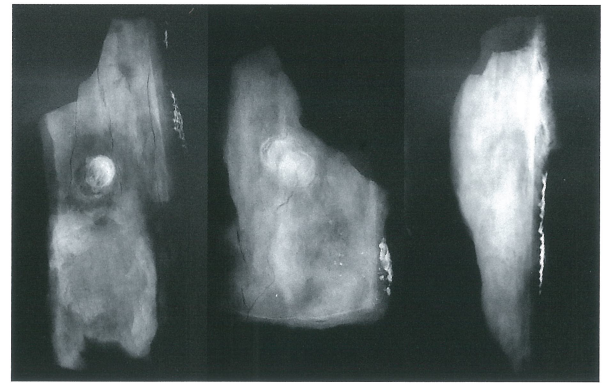
2 装身具・雲母 (152 ~ 164)



馬具 (116 ~ 145) ・平胡籙金具 (146 ~ 151)



1 武器（大刀）



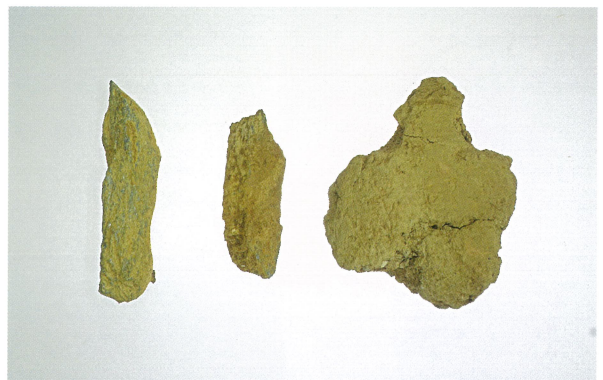
2 武器（大刀 基部X線透過撮影写真）



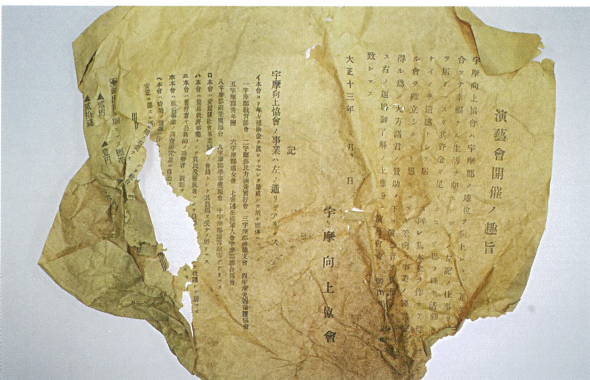
3 土器（須恵器）



4 土器（土師器）



5 その他（石材・粘土塊）



6 緩衝材（宇摩向上協會文書）



7 緩衝材（愛媛縣農工銀行広報紙）